

かとう知っところ情報 (第73版)

発行日：令和2年6月15日

発行：加東市商工会

ホームページ・フェイスブックでも情報を発信しています！

加東市商工会

検索

CLICK!

加東市中小企業者持続支援給付金（1事業所一律10万円）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上の減少が生じている中小企業者を支援するため、加東市単独の支援制度が創設されました。市内で事業を営む中小企業者を対象に、申請に基づき、要件に該当した事業者の方に給付金が支給されます。

【給付額】

1事業者につき 一律10万円

※複数業種・複数店舗の経営者であっても、1事業者となります。

【対象事業者】

次の①②のいずれも満たす事業者の方

①加東市内に事業所を置く 中小企業者で、令和2年3月1日以前に創業していること

②新型コロナウイルスの影響により、令和2年4月または5月の売上げが、前年同月と比較して 20%以上減少していること

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条に定めのある中小企業者

【申請期間】

令和2年6月8日（月）から令和2年7月31日（金）まで ※消印有効

【申請書類の入手方法】

申請書の様式等は、加東市HP、商工会HPからダウンロードいただくか、加東市役所商工観光課または加東市商工会でも配布しています。

【申請方法】

申請書類を下記の提出先に郵送してください。

【提出先（郵送）】

〒673-1341 加東市南山一丁目4-2（加東市南山活性化支援施設内）

加東市中小企業者持続支援給付金事務局あて

※簡易書留やレターパックなど、郵送物の追跡ができる方法での郵送申請にご協力ください。

【問い合わせ先】

加東市中小企業者持続支援給付金事務局専用ダイヤル

TEL: 0795(47)1777

※開設時間 午前10時から午後4時まで（土日祝日除く。）

わからないことがあればお電話ください。

☎: 0795(47)1777

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

【一般型】

原則補助上限 50 万円 (補助率 2/3)

第3回受付締切：2020年10月 2日 (金) [締切日当日消印有効]

第4回受付締切：2021年 2月 5日 (金) [締切日当日消印有効]

※第1回、第2回は終了

【コロナ特別対応型】

新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために、

A サプライチェーンの毀損への対応

B 非対面型ビジネスモデルへの転換

C テレワーク環境の整備

に取り組む小規模事業者等を補助します。

原則補助上限 100 万円 (補助率 2/3・3/4)

第3回受付締切：2020年 8月 7日 (金) [郵送：必着]

第4回受付締切：2020年10月 2日 (金) [郵送：必着]

※第1回、第2回は終了

【事業再開枠】

感染防止対策の取組において、補助対象となる経費が対象となります。

小規模事業者持続化補助金の申請を行う小規模事業者等が対象となります。

補助上限 50 万円 (定額で小規模事業者持続化補助金と同額)

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

補助上限 1,000 万円

【補助率】

[通常枠] 中小企業 1/2、小規模企業者・小規模事業者 2/3

[特別枠] A 類型 2/3、B・C 類型 3/4

[事業再開枠] 定額 (10/10、上限50万円) ※特別枠のみ

【補助要件】

以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

・付加価値額 +3%以上/年・給与支給総額+1.5%以上/年

・事業場内最低賃金≥地域別最低賃金+30円

※特別枠は、補助事業実施年度の付加価値額及び賃金の引上げを求めず、目標値の達成年限を1年猶予します。

応募締切：令和2年8月3日 (月) 17時 (3次締切)

申請は、電子申請システムでのみです。必ず『ものづくり補助金総合サイト』をご確認ください。

<http://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html>